

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月23日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年6月9日（木）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉34番地先
- 3 相手方（住所） [REDACTED]
[REDACTED]
（氏名） [REDACTED]
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先
において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が
運転する車両の左側後輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 15,800円
相手方 15,800円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権
債務関係がないことを確認する。